

東京都家庭用アグリゲーター登録要綱

(制定) 令和6年4月25日付6都環公地温第634号

(改正) 令和6年4月26日付6都環公地温第771号

(目的)

第1条 この要綱は、アグリゲーションビジネス実装事業、家庭における蓄電池導入促進事業及びデマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業に基づきデマンドレスポンス（以下「DR」という。）実証を行う東京都家庭用アグリゲーターの登録に関する必要な手続等を定め、事業の適切かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で用いる用語は、アグリゲーションビジネス実装事業実施要綱（令和6年3月5日付5環気地第242号）、家庭における蓄電池導入促進事業実施要綱（令和4年5月26日付4環地地第40号）及びデマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業実施要綱（令和6年3月12日付5環気地第243号）で使用する用語の例によるものとする。

2 本登録要綱において、助成対象設備の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなすものとする。

(登録対象者)

第3条 以下の全て及び別表第1に定める要件を全て満たす者であって、第4条に規定するDR実証を実施することができる者は、都に対し、東京都家庭用アグリゲーター（以下「都登録AG（家庭）」という。）としての登録の申請をすることができる。ただし、国及び地方公共団体を除く。

- (1) 日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。
- (2) 本事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- (3) 本事業の対象となる設備の状態を監視し、遠隔制御（又は自動制御）、制御指示等をすることが可能な者であること。
- (4) 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規定、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できること。
- (5) DR実証を行うにあたり、都登録AG（家庭）の役割を全て責任もって遂行できること。

る者であること。

- (6) 都登録AG（家庭）の登録は、都や公社が優良な事業者として認定するものではないこと及び優良な事業者として誤認の可能性がある営業活動等を行うことはできないことについて了承すること。
- (7) 次に該当しない者であること。
- ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - ウ 法人その他の団体の代表者役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
 - エ 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

（D R 実証）

第4条 都登録AG（家庭）は、本事業において家庭における蓄電池導入促進事業実施要綱及びデマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業実施要綱に基づき、これらの事業の助成対象機器（以下「助成対象機器」という。）を設置する者（以下「設備設置者」という。）と連携して、次の(1)から(4)までの全てを実施すること。

- (1) 都登録AG（家庭）は、家庭における蓄電池導入促進事業実施要綱及びデマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業実施要綱に基づき令和6年4月1日以降に新たに助成対象機器を設置する設備設置者に対し、D Rの意義、本事業の内容、D R実証の内容と注意事項及び制御による電気代への影響の可能性等の説明を行うとともに、必要書類を取りまとめ、設備設置者の委任を受けた上で助成対象機器の補助申請を代行すること。
- (2) 都登録AG（家庭）は、設備設置者が助成金の交付決定を受けた年度から起算して2か年度の間、遠隔から助成対象機器の状態監視を行い、遠隔制御（又は自動制御）により、原則として需給ひっ迫警報及び注意報時のD R及び家庭用蓄電池システムにあっては年間10日以上、家庭用燃料電池にあっては年間5日以上のD Rを行う旨の契約（以下「D R実証の契約」という。）を、設備設置者と締結すること。
- (3) 都登録AG（家庭）は、D R実証の契約に基づき、設備設置者の助成対象機器を対象にD Rを実施すること。
また、実施後に設備設置者へアンケートを行うこと。
- (4) 都登録AG（家庭）は、当該住宅の電力データ、助成対象機器の稼働状況デー

タ、(3)のアンケート結果等(個人情報及び個人が特定できる可能性のある情報を除く。)を踏まえDRの効果分析等を行うこと。

(登録の申請)

第5条 本事業において、都登録AG（家庭）としてDR実証を実施する場合は、令和7年9月末までに「『都登録AG（家庭）』登録申請書（第1号様式）」及び別表2に定める書類を公社へ提出しなければならない。

(登録の決定)

第6条 公社は、前条による登録申請を受けた場合は、書類審査及び必要に応じて現地調査等を実施し、都登録AG（家庭）の登録又は非登録の決定を行う。

2 公社は、登録申請者に対し、都登録AG（家庭）の登録の場合にあっては「『都登録AG（家庭）』登録決定通知書（第2号様式）」により、都登録AG（家庭）の非登録の場合にあっては「『都登録AG（家庭）』非登録決定通知書（第3号様式）」により、その旨を通知するものとする。

(登録の事業期間)

第7条 第5条による登録申請の募集は令和6年4月末から7年9月末まで行うものとする。

2 前条第2の登録の有効期限は、令和9年度末までとする。

(DR実証結果の報告)

第8条 都登録AG（家庭）は、第4条(4)で行った効果分析等のDR実証結果を、設備設置者が助成金の交付決定を受けた年度の翌年度及び翌々年度の6月末までに「『都登録AG（家庭）』DR実証結果報告書（第4号様式）」により、公社に提出すること。報告する項目や作成する資料等については公社の指示に従うこと。

(登録情報の変更)

第9条 都登録AG（家庭）は、第6条第2項により登録を受けた名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地等を変更する場合は、速やかに「『都登録AG（家庭）』登録情報変更届出書（第5号様式）」に、変更の内容を証する書類として公社が指示するもののほか、第5条において提出した別表2に定める書類に変更がある場合にあっては当該変更後の書類を添えて、公社へ提出しなければならない。

(業務の休廃止等)

第10条 第6条第2項により登録を受けた都登録AG（家庭）は、エネルギー・リソ

ース・アグリゲーション・ビジネスの業務の全部を休止し、又は廃止しようとするときは、「『都登録AG（家庭）』業務休廃止届出書（第6号様式）」を公社へ届け出なければならない。

- 2 公社は、前項の規定による届出があったときは、当該登録事業者の登録を取り消し、第7条の有効期限にかかわらず、当該登録事業者の登録を抹消する。
- 3 公社は、前項の規定により登録事業者の登録を抹消したときは、「『都登録AG（家庭）』登録抹消通知書（第7号様式）」により、その旨を当該登録事業者に通知する。
- 4 公社は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を公表する。

（登録の取消等）

第11条 公社は、都登録AG（家庭）が次のいずれかに該当するときは、第7条の有効期限にかかわらず、当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 不正の手段により登録を受けていたことが判明したとき又は第13条の禁止事項に違反したとき。
 - (3) 第4条及び第8条及びこれらに基づく公社からの指示に違反し、適正に業務を行わなかったとき。
 - (4) 法令、条例等の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (5) 公益を害する行為をしたとき。
 - (6) 解散し、又は破産手続開始が決定したとき。
- 2 公社は、前項の規定により登録事業者の登録を取り消したときは、「『都登録AG（家庭）』登録取消通知書（第8号様式）」により、その旨を当該登録事業者に通知する。
 - 3 公社は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を公表する。

（不正手続等）

第11条の2 公社は、都登録AG（家庭）が偽りその他の不正の手段により本登録要綱に定める手続等を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正手続等が認められたときは、当該都登録AG（家庭）に対し相当の期間、本登録要綱に係る手続等の停止の処分を行うとともに、その名称、代表者の氏名及び不正の内容を公表することができる。

（都登録AG（家庭）の公表）

- 第12条 公社は、第6条第2項により登録を受けた都登録AG（家庭）の名称、連絡先、制御可能な蓄電池システム又は家庭用燃料電池の機器リスト及びDR実証結果等を公社のホームページで公表するものとする。
- 2 公社は、第9条の規定により登録内容の変更の届出を受けたときは、前項の公表内

容を変更する。

(禁止事項)

第 13 条 都登録AG（家庭）は、以下(1)から(5)までに該当する行為を行い、又は行おうとしてはならない。

- (1) 本登録要綱の規定に反すること。
- (2) 公社等に対する債権を、第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること。
- (3) 公社等に対する一切の権利及び義務並びに交付申請により生じる公社との間の契約上の地位について、公社の同意なしに第三者に対して譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること。
- (4) 公社等を誹謗中傷し、又は名譽若しくは信頼を傷つける言動をすること。
- (5) その他、公社等が本登録要綱の趣旨に反すると判断する行為、又は公社等との信頼関係を損なう一切の行為

(免責)

第 14 条 公社は、都登録AG（家庭）、設備設置者、施工会社等の間で生じる問題に関して関与しない。また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 15 条 本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 16 条 本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。

なお、電子署名規程（令和 5 年 11 月 24 日付 5 都環公総総第 569 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通

知等を受ける者に到達したものとみなす。

3 通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

(その他必要な事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、都登録AG（家庭）の登録等に関して必要な事項は公社が別に定めるものとする。

附 則（令和6年4月25日付6都環公地温第634号）

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

附 則（令和6年4月26日付6都環公地温第771号）

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

別表1（第3条関係）

登録要件	
1	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15号の4に規定する特定卸供給事業者の登録を受けている者、国や他の自治体等の事業において、アグリゲーターとしてDRを実施した実績を有する者又は公社が適切と判断した実績を有する者であること。
2	都登録AG（家庭）としてDR実証を行うのに必要な体制が整備されていること。
3	遠隔制御（又は自動制御）可能な家庭用蓄電池システム、家庭用燃料電池の機種等が明確になっていること。また、DR実証に必要なエネルギー・マネジメント機器やIOT関連機器がある場合は、その機種等が明確になっていること。
4	設備設置者とのDR実証のための契約であるDR契約書のひな形が整備されていること。
5	ISO/IEC 27001に準拠した情報セキュリティポリシーが定まっていること。また、DR実証を行うため、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドラインの記載内容をふまえたセキュリティ対策を講じていること。

別表2（第5条関係）

提出書類	
1	暴力団排除に関する誓約書
2	決算報告書（直近3年分）
3	法人の実在確認ができる書類（「商業登記の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」若しくは「法人の印鑑証明書」）
4	納税証明書（事業税及び住民税の直近3か年のもの。写しでも可）
5	特定卸供給事業者として登録されていることを確認できる資料又はアグリゲーターとしてDRを実施した実績を確認できる資料
6	DRビジネスモデル（体制図等）
7	制御可能な蓄電池システム又は家庭用燃料電池の機器リスト
8	DR実証にエネルギー・マネジメント機器やIoT関連機器が必要な場合は、当該機器リスト及び製品カタログ
9	DR実証契約書（ひな形）
10	情報セキュリティポリシー等
11	販売事業者リスト等（設備設置者への説明及び交付申請に係る手続代行業務を委託する場合のみ）
12	その他公社が指示する書類